

## 地域加算の対象地域の取扱いについて（案）

### 1. 現状と課題

- 地域加算は、医業経費における地域差に配慮する等の観点から、人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域を対象に、入院基本料等について、地域区分の級地に応じた加算により評価している。

（参考）

※地域加算（1日につき）

1級地 18点、2級地 15点、3級地 14点、4級地 11点、5級地 9点、  
6級地 5点、7級地 3点、（その他の地域 0点）

※人事院規則で定める地域とは、国家公務員の地域手当に係る地域区分であり、国の官署がある地域に限定されている。（289地域）

※人事院規則で定める地域に準じる地域とは、人事院規則で定める地域に囲まれている地域及び複数の地域に隣接している地域とし、当該地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様としている。257地域（経過措置含む）

平成20年度診療報酬改定において、人事院規則で定める地域は、国の官署がある地域に限られており、必ずしも医業経営の地域差に配慮した地域設定となっていないことから、「人事院規則で定める地域に準じる地域」を追加している。

- 平成28年度診療報酬改定において、人事院規則の見直しを踏まえ、地域加算の地域区分を見直したところ、国の官署の廃止等に伴い対象から外れることとなった地域が7地域あり、これらについては、平成29年度末までの間、7級地とみなす経過措置を実施した。

（参考）経過措置に係る通知の抜粋：

平成28年3月31日においてA218地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降人事院規則九一四九第2条に規定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域（神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町）については、平成30年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。

- 地域加算の取扱いについては、国の官署がなくなったために人事院規則に定める地域から外れることとなった地域は、賃金や物価水準が変わったわけではないので、地域加算の趣旨を考えれば、引き続き地域加算の対象とすべきではないか、社会保障の他制度とは地域区分の考え方や取扱いが異なっている等といった指摘があるため、地域加算の取扱いについては、医療提供の現状等を踏まえた、慎重な検討が必要と考えられる。

## 2. 対応（案）

地域加算については、上記の指摘等を含め次回の診療報酬改定に向け、改めて議論することとし、経過措置の対象となっている7地域については、経過期間を平成31年度末まで延長してはどうか。